

一般社団法人日本データベース学会若手功績賞規程

2021年4月1日制定

(目的)

第1条 若手功績賞は一般社団法人 日本データベース学会（以下、本会と略す）の活動に多大なる貢献をしてきた若手会員を賞するものである。本会の対象とする研究分野において優れた実績を有する場合もその対象とする。

(受賞の条件)

第2条 40歳未満の研究業績および学会における活動実績を選考対象とし、受賞時に45歳未満である本会会員でなければならない。

2. 過去の若手功績賞受賞者は重ねて若手功績賞を受賞することはできない。

(選考手続)

第3条 選考手続は以下の通りである。

a) 若手功績賞選考委員会の設置

- 本会の年次大会（以下大会と略す）4ヶ月前に、本会会長（以下会長と略す）が若手功績賞選考委員会を設ける。
- 若手功績賞選考委員会の委員長は会長が指名する。
- 若手功績賞選考委員会は委員長が指名する若干名の委員から構成される。

b) 候補者の推薦

- 若手功績賞選考委員会委員長は、自薦、他薦を問わず会員から候補者の推薦を募る。
- ただし、若手賞選考委員会委員長は候補者を推薦できない。
- 大会3ヶ月前に候補者一覧表を作成する。
- 推薦様式は以下の項目を含むものとする。

推薦者

氏名

所属

候補者名

氏名

所属

Tel.

Fax.

e-mail

推薦理由（候補者の学会活動実績および研究開発実績を、可能な限り客観的な事実に基づき説明したもの）

c) 受賞者の決定と承認

候補者一覧表をもとに選考委員会で審議し，大会 2 ヶ月前までに若干名の受賞者を決定する．この決定は本会理事会の承認を得るものとする．

d) 賞の贈呈

- 若手功績賞受賞者には，委員会が決定する賞状，賞牌，賞品または賞金を贈呈する．
- 若手功績賞は大会で贈呈する．

(改廃)

第4条 本規程の改廃は，本会理事会の承認を得るものとする．

附 則

1. 本規程は，2021年4月1日から施行する．